

# 道の対策の経過

## (令和3年7月～10月)

### ◆ 対策の経過

- (1) 7月12日からの対策 <夏の再拡大防止特別対策(7/12～8/22)>
- (2) 7月22日からの対策 <夏の再拡大防止特別対策【改定】(7/22～8/22)>  
※8/2～まん延防止等重点措置に移行
- (3) 8月2日からの対策 <まん延防止等重点措置(8/2～8/31)>
- (4) 8月14日からの対策 <まん延防止等重点措置【改定】(8/14～8/31)>
- (5) 8月20日からの対策 <まん延防止等重点措置【改定】(8/20～9/12)>  
※8/27～緊急事態措置に移行
- (6) 8月27日からの対策 <緊急事態措置(8/27～9/12)>
- (7) 9月13日からの対策 <緊急事態措置【改定】(9/13～9/30)>
- (8) 10月1日からの対策 <秋の再拡大防止特別対策(10/1～10/31)>
- (9) 10月15日からの対策 <秋の再拡大防止特別対策【改定】(10/15～10/31)>

# (1) 7月12日からの対策（夏の再拡大防止特別対策）

## 指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 7/8	287人/週 (5.4人)	増加	49.5%	増加 1.9%	268床	14床	減少 522人
うち札幌市	171人/週 (8.7人)	増加	62.6%	増加 2.3%	89床	6床	262人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

1

## 対策の必要性

7月11日をもって、本道のまん延防止等重点措置の終了が決定。道の警戒ステージの指標のうち、前週今週比を除くすべての指標でステージ3の水準となったことを踏まえ、ステージ3に移行する。

しかしながら、以下の観点から、全道において、引き続き、感染防止対策の徹底を図るとともに、本道の中心都市であり、他地域との人の往来が活発な札幌市においては、より一層徹底する。

- ① 道内におけるデルタ株の確認事例が増加し、今後置き換わりが進むことが想定されるとともに、感染拡大の予兆を示す指標の悪化、首都圏における感染の再拡大など、警戒が必要な状況が続いており、夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化等を見据え、できる限り感染者数を減少させ、医療提供体制の負荷を低減させる必要がある。
- ② まん延防止等重点措置終了後の反動による急激な人流の増加やリバウンドを防止するため、対策の段階的な緩和を図る必要がある。
- ③ 重症化リスクの高い高齢者へのワクチン接種を進めている中で、安定的な接種環境を整える必要がある。

2

7月9日  
(金)

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第64回)

- 大型連休、お盆など、夏休みシーズンにおける帰省や旅行等の活発化を見据えた対策として、「夏の再拡大防止特別対策」を決定。  
札幌市については、他地域との往来も多いため、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

夏の再拡大防止特別対策

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じる。  
また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

対象地域 全道域

期間 令和3年7月12日(月)～8月22日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期間 令和3年7月12日(月)～7月25日(日)

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

3

対策に対する主な意見

＜有識者・専門家からの意見＞

- 2週間ほどで学校も夏休みとなることを考えると、夏の再拡大防止特別対策は大切
- 札幌市内のリンク無し割合の急増、デルタ株の増加状況からすると先手の対策が必要
- ワクチン接種が感染防止対策の現在の要となっており、接種拡大に向けて努力する旨の記載が必要

＜市町村・関係団体からの意見＞

- デルタ株のチェックは徹底して行き、感染拡大にならないようにしてほしい
- 飲食の際には、飲食店の実施している感染防止対策に協力することを要請してほしい
- 札幌市内の時短要請について、納得感のある、本対策の効果、必要性の丁寧な説明をお願いしたい。

4

## 要請・協力依頼の内容

### 【道民(札幌市)及び道内(札幌市内)に滞在している皆様への要請①】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <p>◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</p> <p>(特に外出の際は)</p> <p>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</p> <p>◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)</p>

5

### 【道民(札幌市)及び道内(札幌市内)に滞在している皆様への要請②】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践(特措法第24条第9項)</p>	
		<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)</p>

### 【来道(来札)を検討している皆様への協力依頼】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
協力依頼内容	<p>◆来道を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)</p>	

6

## 【飲食店等への要請】

	重点地域(札幌市)
対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、11時から20時まで。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・食事中以外のマスク着用の推奨</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ</li> <li>・従業員への検査推奨</li> <li>・同一グループの入店は原則4人以内</li> <li>・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする。</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【飲食店等に対する支援金】 中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>

7

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
人数上限及び収容率	<p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>	(特措法第24条第9項)
要請・協力依頼内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</p>

8

## 【事業者への要請・協力依頼】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)</li> <li>◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> </ul>

9

## 【学校への要請】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

## 【公立施設】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
公立施設	◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。	

10

## (2) 7月22日からの対策（夏の再拡大防止特別対策の改定）

### 指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 7/19	581人/週 (11.0人)	増加	51.8%	増加 3.3%	322床	9床	増加 859人
うち札幌市	445人/週 (22.8人)	増加	52.8%	増加 5.2%	167床	4床	増加 568人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

11

### 対策の必要性

札幌市内においては、新規感染者数の増加傾向が顕著となり、デルタ株の市中への広がりが強く懸念される状況にある。また、今後、大型連休など人の移動の活発化が想定される。今後の爆発的な感染拡大を防止するため、市内における人と人との接触を抑えることが必要であり、札幌市を道の警戒ステージ4相当として、強い対策を講じるとともに、同市を対象としたまん延防止等重点措置の実施を国へ要請する。

全道においては、札幌市の感染拡大が全道へ波及することを防ぐために、同市との不要不急の往来を控えることについて、一層の徹底を図る。

さらに、来道を検討されている方に対し、国が羽田空港等で実施する搭乗前モニタリング検査の積極的な活用など、体調管理や感染防止対策の徹底を強く働きかける。

ワクチン接種については、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあり、引き続き、供給スケジュール等について国から情報収集しながら、市町村へのきめ細かな支援を行うなど、希望する方が一日も早くワクチン接種を終えることができるよう取り組む。

12

7月20日  
(火)

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第66回)

➤ まん延防止等重点措置が実施をされるまでの間、独自の対策を強化するため、「夏の再拡大防止特別対策」の一部を改定。

夏の再拡大防止特別対策(改定)

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じる。

札幌市における感染拡大を踏まえ、道として「まん延防止等重点措置」の実施について国へ要請を行うこととしたところであるが、国において判断されるまでの間、独自の対策を強化し感染の抑制に向けて取り組む。

また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

対象地域 全道域

期間 令和3年7月12日(月)~8月22日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期間 令和3年7月12日(月)~8月22日(日)  
※改定内容については、7月22日~8月22日の期間の適用とする。

対策に対する主な意見

＜有識者・専門家からの意見＞

- 札幌市から全道への感染拡大を抑え込む必要があり、まん延防止等重点措置の適用を含め、対策の実効性の向上を図ってほしい。
- 国への要請については大いに賛成。オリンピックの開催と学校が夏季休業に入るため、人流を抑えることが必要。現在の感染状況を踏まえると、まん延防止等重点措置の要請と独自措置の延長はやむを得ない。ただし、対策の実効性を確保するなどのため協力と呼びかけるメッセージが必要である。

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 札幌市内でのデルタ株の感染が拡大傾向にあることから、札幌市民への要請にある不要不急の外出や移動を控えるということについて、対策の徹底を講じてほしい。
- 札幌市において、道の警戒ステージ4相当として強い対策を講じることや、早期に対策する観点から、まん延防止等重点措置の実施を国へ要請することはやむを得ない

# 夏の再拡大防止特別対策(改定)

## 要請・協力依頼の内容

※下線:改定前からの変更点

### 【道民(札幌市)及び道内(札幌市内)に滞在している皆様への要請①】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</li> </ul> <p>(特に外出の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊産後期の方</li> <li>◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<p>(特に外出の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆<del>感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往来は控える。</del>(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<p>(特に外出の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆<del>感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。</del>(特措法第24条第9項)</li> </ul>

15

### 【道民(札幌市)及び道内(札幌市内)に滞在している皆様への要請②】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
		<p>(特に飲食の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

### 【来道(来札)を検討している皆様への協力依頼】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急事態措置区域の住民に対しては、不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合は、感染防止策を徹底するとともに、出発前にPCR検査等を受ける。</li> <li>◆来道を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)</li> </ul>	

16

## 【飲食店等への要請】

	重点地域(札幌市)
対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から20時までできるとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)または北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う</p> <p>◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・手指消毒設備の設置</li> <li>・食事中以外のマスク着用の推奨</li> <li>・施設の換気を行う</li> <li>・入場者の整理・誘導</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【飲食店等に対する支援金】 中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円</p>

17

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
人数上限及び収容率	<p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>	(特措法第24条第9項)
要請・協力依頼内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆営業時間は21時まで (無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p>

18

## 【事業者への要請・協力依頼】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)</li> <li>◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> </ul>

19

## 【学校への要請】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

## 【公立施設】

	全道域(札幌市を除く)	重点地域(札幌市)
公立施設	◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。	◆原則休館とする

20

### (3) 8月2日からの対策（まん延防止等重点措置）

#### 指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 7/30	1,243人/週 (23.4人)	増加	51.8%	増加 6.7%	477床	6床	1,567人
うち札幌市	799人/週 (40.9人)	増加	53.6%	増加 8.0%	239床	5床	989人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1,327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

21

#### 対策の必要性

道では、7月20日及び7月26日に、まん延防止等重点措置の適用について、国に要請を行い、**7月30日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として決定された。**

**札幌市については、道の警戒ステージ5相当とし、まん延防止等重点措置の下、人と人との接触機会を徹底して抑えるための措置を実施する。**

**全道においては、これ以上の感染拡大を抑えるために、道の警戒ステージを4へ移行し、感染防止対策、感染リスクを回避する行動の徹底を図る。**

また、夏休みシーズンに入り、人の移動が活発化する中、来道を検討されている方に対して、感染防止対策の徹底を働きかける。

ワクチン接種については、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあり、引き続き、市町村へのきめ細かな支援を行うなど、希望する方が一日も早くワクチン接種を終えることができるよう取り組む。

22

7月31日 (土)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第68回)	
	➤ 国のまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、「北海道におけるまん延防止等重点措置」を決定	
	北海道におけるまん延防止等重点措置	
	実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市内を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。
措置区域	札幌市	
		※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。
期 間	令和3年8月2日(月)～8月31日(火)	

## 対策に対する主な意見

## ＜有識者・専門家からの意見＞

- 若年から中年世代の感染が大部分であるという今回の特徴や、特にデルタ株の恐ろしさを道民にPRをしてほしい
- 首都圏3県や大阪における緊急事態宣言を受けて、当該地域から北海道への移動を控えるよう、政府から強いメッセージを発するよう求めるべき
- 営業時短により、日中の人流増加につながる恐れがある。大規模施設については、施設内の入場整理等により、日中の密を避ける対策を一層徹底する取組を講じてほしい
- 現在の感染状況を考慮すると「酒類の提供を行わない」などの厳しい措置はやむを得ない

## ＜市町村・関係団体からの意見＞

- 感染拡大が全道域に広がらないよう、道外に対して、来道そのものを減らす対策が必要
- 札幌市以外の地方においても感染の急拡大が危惧されることを発信すべき

# 北海道におけるまん延防止等重点措置

措置区域：札幌市

## 要請・協力依頼の内容

### 【札幌市民(道民)及び札幌市内(道内)に滞在している皆様への要請①】

	措置区域	その他の市町村
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <p>◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</p> <p>(特に外出の際は)</p> <p>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)</p>

25

### 【札幌市民(道民)及び札幌市内(道内)に滞在している皆様への要請②】

	措置区域	その他市町村
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>◆20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。(特措法第31条の6第2項)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p>

### 【来札(来道)を検討している皆様への協力依頼】

	措置区域	その他市町村
協力依頼内容	<p>◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。</p>	

26

## 【飲食店等への要請】

	措置区域
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請内容	<p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。 (特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ</li> <li>・同一グループの入店は、原則4人以内 ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。 (特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【飲食店等に対する支援金】(8月2日～31日まで全期間(30日間)協力の場合)</p> <p>中小企業・個人事業者:1店舗あたり90万円～300万円、大企業:1店舗あたり最大600万円</p>

27

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	措置区域	その他市町村
人数上限 及び 収容率	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する(特措法第24条第9項)</p> <p>※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人又は収容人数50%以内 (10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する(特措法第24条第9項)</p> <p>※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>
要請・ 協力依頼 内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p>	<p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)</p>

28

## 【事業者への要請・協力依頼】

	措置区域	その他市町村
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> <li>◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)</li> <li>◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

29

## 【学校への要請】

	措置区域	その他市町村
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、各競技団体等のガイドラインに基づかない対外試合等は自粛する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	

## 【公立施設】

	措置区域	その他市町村
公立施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則休館とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。</li> </ul>

30

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

措置区域			
施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
要請・協力依頼内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	◆営業時間は5時から20時までとする。 (協力依頼)
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。 (協力依頼)

31

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

措置区域			
施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
要請・協力依頼内容	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大声なし)、50%以内(大声あり)。(特措法第24条第9項)
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催の場合は21時まで)とする。 (協力依頼) 映画館については、5時から21時までとする。(協力依頼)
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
	博物館等	博物館、美術館 など	◆カラオケ設備の利用を行わない。 (協力依頼)

32

## (4) 8月14日からの対策（まん延防止等重点措置の改定）

### 指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 8/12	2,426人/週 (54.7人)	増加	42.8%	増加 9.5%	622床	17床	3,291人
うち札幌市	1,585人/週 (81.1人)	増加	46.4%	増加 11.4%	246床	8床	2,060人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1,327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人
ステージ3基準	133人/週 (2.5人)	増加	50%	増加	250床	25床	増加

※()は10万人あたりの新規感染者数

33

### 対策の必要性

8月31日までの間、まん延防止等重点措置の下、集中的な対策の徹底に取り組む。

- ・ 札幌市内については、人と人との接触機会を抑えるため、札幌市と連携して、できる限り外出を控えることについて徹底を図るとともに、感染対策の肝とされる飲食による感染リスクの減少に取り組み、市民への普及啓発をはじめ、飲食店に対する見回りや公園における飲酒対策などを実施する。
- ・ また、全道で感染が広がっていることから、全道域で人と人との接触を抑えるとともに、各地で発生している集団感染に対し、迅速に対応する。部活動での集団感染を踏まえ、学校や競技団体と連携して、感染防止対策の徹底を図る。さらに、市町村と連携して、地域の実情に応じた、感染防止対策を機動的に実施する。
- ・ 特に、札幌市との往来などにより感染が拡大している石狩振興局管内及び小樽市については、措置区域に追加し、重点的な対策を講じる。
- ・ 来道を検討されている方、特に帰省や旅行を検討している方に対して、SNSなどを活用して、北海道への移動を極力控えることについて呼びかけた上で、どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策の徹底や、PCR検査等を受けるなどについて、働きかける。

道内の感染者数は緊急事態宣言の目安を超えているものの、感染状況が一様ではないことから、国に対し、地域を限定した緊急事態措置の考え方について確認するとともに、現在のまん延防止等重点措置は緊急事態措置と同等の内容となっていることから、全国知事会を通じて、緊急事態宣言下における実効性を高める措置について、検討を求めていく。

34

8月13日 (金)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第71回)	
	➤ 措置区域に石狩管内市町村(札幌市を除く)、小樽市を追加し、8月14日から適用することを決定	
	北海道におけるまん延防止等重点措置(改定①)	
	実施内容	<p>国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市を措置区域とし、人と人の接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。</p> <p>また、今後、国の分科会における議論や基本的対処方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。</p>
措置区域	<p>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。</p> </div>	
期 間	<p>令和3年8月2日(月)~8月31日(火)</p> <p>改定内容については、8月14日(土)~8月31日(火)の期間の適用とする。</p>	

対策に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- 石狩振興局管内、小樽市に重点地域を拡大するのはやむを得ない。テレワークの推進など、事業者の協力が不可欠となっており、注意喚起を徹底してほしい
- 30歳代以下の感染者の割合が増えていることから、そうした人達への特定の呼びかけが必要
- 札幌市及び今回新たに措置区域に指定される地域への往来の自粛について、強いメッセージの発信をお願いします

<市町村・関係団体からの意見>

- 国に対して、緊急事態宣言の適用を強く訴えて、対策強化につなげていただきたい
- 急激に感染者が拡大している50代以下の方々について、早急にワクチン接種ができるよう要望する
- 今回の対象地域拡大はやむを得ない。今まで以上に強い危機感を持って、感染防止対策を講じていく必要がある

# 北海道におけるまん延防止等重点措置(改定①)

措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市

## 要請・協力依頼の内容

※下線:改定前からの変更点

### 【措置区域の住民(道民)及び措置区域内(道内)に滞在している皆様への要請①】

	措置区域	その他の市町村
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <p>◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</p> <p>(特に外出の際は)</p> <p>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆<del>感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。</del>(特措法第24条第9項)</p> <p>◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)</p>

37

### 【措置区域の住民(道民)及び措置区域内(道内)に滞在している皆様への要請②】

	措置区域	その他市町村
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>◆20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。(特措法第31条の6第2項)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p>

### 【措置区域への訪問(来道)を検討している皆様への協力依頼】

	措置区域	その他市町村
協力依頼内容	<p>◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。</p>	

38

## 【飲食店等への要請】

	措置区域
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請内容	<p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。 (特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ</li> <li>・同一グループの入店は、原則4人以内 ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。 (特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【飲食店等に対する支援金】</p> <p>〔札幌市内の中小企業・個人事業者〕</p> <p>1店舗あたり90万円～300万円、大企業1店舗あたり最大600万円(8月2日～31日まで全期間(30日間)協力の場合)</p> <p>〔石狩振興局管内の市町村(札幌市を除く)、小樽市の中小企業・個人事業者〕</p> <p>1店舗あたり54万円～180万円、大企業:1店舗あたり最大360万円(8月14日～31日まで全期間(18日間)協力の場合)</p>

39

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	措置区域	その他市町村
人数上限 及び 収容率	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する(特措法第24条第9項)</p> <p>※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人又は収容率50%以内 (10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する(特措法第24条第9項)</p> <p>※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>
要請・ 協力依頼 内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p>	<p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)</p>

40

## 【事業者への要請・協力依頼】

	措置区域	その他市町村
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> <li>◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)</li> <li>◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

41

## 【学校への要請】

	措置区域	その他市町村
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、大会への参加は校長判断のもとに行い、主催者等の感染防止対策を厳守するとともに、合宿など泊を伴う活動は自粛する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	

## 【公立施設】

	措置区域	その他市町村
公立施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則休館とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。</li> </ul>

42

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

措置区域			
	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
要請・協力依頼内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。 (協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。 (協力依頼)</li> </ul>
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

措置区域			
	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
要請・協力依頼内容	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大声なし)、50%以内(大声あり)。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催の場合は21時まで)とする。 (協力依頼) 映画館については、5時から21時までとする。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。 (協力依頼)</li> </ul>
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	
	博物館等	博物館、美術館 など	

## (5) 8月20日からの対策（まん延防止等重点措置の改定②）

### 指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 8/17	2,897/週 (54.6人)	増加	43.0%	増加 9.9%	704床	19床	3,854人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1,327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人

※()は10万人あたりの新規感染者数

### 措置区域の主な指標の状況

8/17	感染状況			監視体制
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率
札幌市	1,696人/週 (86.7人)	1.08	46.6%	11.4%
石狩振興局 (札幌市を除く)	232人/週 (55.0人)	1.21	44.8%	13.9%
小樽市	39人/週 (33.5人)	1.63	30.8%	3.8%

45

### 対策の必要性

まん延防止等重点措置が延長されたことを踏まえ、9月12日までの間、引き続き、重点措置の下、集中的な対策の徹底に取り組む。

- ・ 措置区域である石狩管内及び小樽市内については、人と人との接触機会を抑えるため、札幌市と連携して、できる限り外出を控えることについて徹底を図るとともに、感染対策の肝とされる飲食による感染リスクの減少に取り組み、市民への普及啓発をはじめ、飲食店に対する見回りや公園における飲酒対策などを実施する。
- ・ また、本道第二の都市であり、道北地方の中核市である旭川市については、感染者の増加が継続し、周辺地域への拡大も見られることから、措置区域に追加し、重点的な対策を講じる。
- ・ その他の地域においても、各地で発生している集団感染に対し、迅速に対応するとともに、市町村と連携して、地域の実情に応じた、感染防止対策を機動的に実施する。
- ・ 来道を検討されている方、特に帰省や旅行を検討している方に対して、SNSなどを活用して、北海道への移動を極力控えることについて呼びかけた上で、どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策の徹底や、PCR検査等を受けるなどについて、働きかける。

国に対し、引き続き、緊急事態措置について協議するとともに、現在のまん延防止等重点措置は緊急事態措置と同等の内容となっていることから、全国知事会を通じて、緊急事態宣言下における実効性を高める措置について、検討を求めていく。

46

8月18日 (水)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第72回)	
	➤ 措置の延長と旭川市の措置区域への追加を行い、8月20日から適用することを決定	
	北海道におけるまん延防止等重点措置(改定②)	
	実施内容	<p>国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。</p> <p><u>また、今後、国の分科会における議論や基本的対処方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。</u></p>
措置区域	<p>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。</p> </div>	
期 間	<p>令和3年8月2日(月)~9月12日(日)</p> <p>改定内容については、8月20日(金)~9月12日(日)の期間の適用とする。</p>	

対策に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- 措置区域に旭川市を加えること、期間を9月12日まで延長することに異論なし。特に、若者の行動抑制につながる啓発が必要
- 札幌市内の病院・高齢施設の職員が陽性になっている。ワクチン接種で安全ではなく、引き続き感染対策の必要性を注意喚起してほしい
- 全道域に感染が拡大している状況の中、夏休み後の人流増に対応するため、先手の対策が求められる

<市町村・関係団体からの意見>

- まん延防止等重点措置の延長と旭川市の措置区域への組み入れはやむを得ないが、今まで以上に強い危機感を持って感染防止対策を講じていく必要
- 今回、旭川が追加されるが、他の地域も予断を許さない状況にあり、今後も迅速な対応が求められる

# 北海道におけるまん延防止等重点措置(改定②)

措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

## 要請・協力依頼の内容

※下線：改定前からの変更点

### 【措置区域の住民(道民)及び措置区域内(道内)に滞在している皆様への要請①】

	措置区域	その他の市町村
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <p>◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</p> <p>(特に外出の際は)</p> <p>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊婦後期の方</p> <p>◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第31条の6第2項)</p>	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆不要不急の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆道内の措置区域との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)</p>

49

### 【措置区域の住民(道民)及び措置区域内(道内)に滞在している皆様への要請②】

	措置区域	その他市町村
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>◆20時以降、飲食店等のみだりに出入りしない。(特措法第31条の6第2項)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p>

### 【措置区域への訪問(来道)を検討している皆様への協力依頼】

	措置区域	その他市町村
協力依頼内容	<p>◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。</p>	

50

## 【飲食店等への要請】

	措置区域
対象施設	〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	<p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。 (特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)</li> <li>・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる</li> <li>・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ</li> <li>・同一グループの入店は、原則4人以内 ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。 (特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p><b>【飲食店等に対する支援金】</b> 〔札幌市内の中小企業・個人事業者〕 1店舗あたり126万円～420万円、大企業1店舗あたり最大840万円(8月2日～9月12日まで全期間(42日間)協力の場合) 〔石狩振興局管内の市町村(札幌市を除く)、小樽市の中小企業・個人事業者〕 1店舗あたり90万円～300万円、大企業:1店舗あたり最大600万円(8月14日～9月12日まで全期間(30日間)協力の場合) 〔旭川市の中小企業・個人事業者〕 1店舗あたり72万円～240万円、大企業:1店舗あたり最大480万円(8月20日～9月12日まで全期間(24日間)協力の場合)</p>

51

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	措置区域	その他市町村
人数上限 及び 収容率	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する(特措法第24条第9項) ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人又は収容率50%以内 (10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する(特措法第24条第9項) ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>
要請・ 協力依頼 内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p>	<p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)</p>
	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</p>	

52

## 【事業者への要請・協力依頼】

	措置区域	その他市町村
要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆<u>職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する。</u>(協力依頼)</li> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> <li>◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)</li> <li>◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

53

## 【学校への要請】

	措置区域	その他市町村
要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、大会への参加は校長判断のもとに行い、主催者等の感染防止対策を厳守するとともに、合宿など泊を伴う活動は自粛する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	

## 【公立施設】

	措置区域	その他市町村
公立施設	◆原則休館とする。	◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。

54

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

措置区域			
施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
要請・協力依頼内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。 (特措法第31条の6第1項) ◆感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	◆営業時間は5時から20時までとする。 (協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。 (協力依頼)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

措置区域			
施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
要請・協力依頼内容	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大声なし)、50%以内(大声あり)。(特措法第24条第9項)
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催の場合は21時まで)とする。 (協力依頼)
	博物館等	博物館、美術館 など	◆映画館については、5時から21時までとする。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。 (協力依頼)

## (6) 8月27日からの対策（緊急事態措置）

※()は10万人あたりの新規感染者数

### 指標の状況

	感染状況			監視体制	医療提供体制等の負荷		
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床全体	うち重症者用病床	療養者数
全道 8/25	3,620人/週 (68.2人)	増加	43.5%	10.2%	895床	18床	5,051人
ステージ5基準	1,327人/週 (25.0人)	増加	50%	10%	900床	90床	1,327人
ステージ4基準	796人/週 (15.0人)	増加	50%	10%	350床	35床	796人

### 措置区域の主な指標の状況

8/25	感染状況			監視体制	医療提供体制
	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合	検査陽性率	病床 (三次医療圏)
札幌市	2,012人/週 (102.9人)	1.12	45.8%	11.3%	道央圏 525床
石狩振興局 (札幌市を除く)	264人/週 (62.6人)	1.04	42.4%	14.2%	
小樽市	42人/週 (36.0人)	1.11	33.3%	4.5%	
旭川市	416人/週 (123.3人)	1.72	40.6%	10.8%	道北圏 130床

57

### 対策の必要性

8月25日、国は緊急事態措置の北海道への適用を決定。国における緊急事態宣言を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、デルタ株の置き換わりを念頭において、全道域で警戒レベルを最大限に引き上げて、人と人との接触の低減を図る。特に感染拡大の主な起点とされる飲食の場面における感染防止対策の徹底を図る。

まん延防止等重点措置の下で重点的な対策を講じてきた石狩振興局管内(札幌市を含む)、小樽市及び旭川市においては、緊急事態宣言の下、特定措置区域に指定し、人の動きの徹底した抑制に向けてさらなる対策を講じる。

北海道が緊急事態宣言下にあることを踏まえ、来道を検討されている方に対して、SNSなどを活用し、慎重な対応を働きかける。

必要に応じ、病床の更なる確保などに取り組むとともに、自宅で療養する方に対して、食品や日用品セットの配付やパルスオキシメーターの貸与に加え、保健所による健康観察の徹底や必要に応じた在宅医療の提供など、万全の支援を行う。

一般向け接種の本格化に伴い、道のワクチン接種センターの活用や職域接種の支援など、希望される方に一日も早くワクチン接種を受けていただけるよう、市町村等と連携して取り組む。

若年者の感染が増加しており、新学期を迎える中、学校における感染状況をモニタリングし、感染防止対策の一層の徹底を図る。

58

8月26日 (木)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第73回)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、道の警戒ステージを5に移行し、「北海道における緊急事態措置」を決定</li> <li>➤ 道と国のステージ分類の統一、ステージ判断のための指標の統一を図るため、道の警戒ステージを改定</li> <li>➤ 警戒ステージ改定に伴い、ステージ5をステージ4として運用</li> </ul>	
	<b>北海道における緊急事態措置</b>	
	<b>実施内容</b>	国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。
	<b>対象区域</b>	<div style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>特定措置区域</b></div> <p>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</p> <div style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>一般措置区域</b></div> <p>特定措置区域以外の市町村</p>
<b>期 間</b>	令和3年8月27日(金)～9月12日(日)	

**対策に対する主な意見**

＜有識者・専門家からの意見＞

- 急激な感染拡大を踏まえ、国の緊急事態宣言に基づき、全道域で感染対策を強化することはやむを得ないものとする
- 全国からの来道者の抑制に向けて、緊急事態宣言地域への往来を控えるよう、強く呼び掛ける取組を政府に求めてほしい

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 行動自粛につながるような丁寧な情報発信をするなど、国民の健康と命を守る万全の方策を講じていただきたい
- 感染拡大が続いている状況から、国の緊急事態宣言を踏まえ、さらなる対策を講じることは当然の判断と考える

# 北海道における緊急事態措置

特定措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市  
 一般措置区域：特定措置区域以外の市町村

## 要請・協力依頼の内容

### 【特定(一般)措置区域の住民及び特定(一般)措置区域内に滞在している皆様への要請①】

	特定措置区域	一般措置区域
要請内容	(日常生活において) ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。 (特措法第24条第9項) ※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり (特に外出の際は) ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項) ※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方	
	(特に外出の際は) ◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控える。(特措法第45条第1項) ◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第45条第1項) ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第45条第1項)	(特に外出の際は) ◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項) ◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第24条第9項) ◆特定措置区域との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項) ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

### 【特定(一般)措置区域の住民及び特定(一般)措置区域内に滞在している皆様への要請②】

	特定措置区域	一般措置区域
要請内容	(特に飲食の際は) ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。 (特措法第24条第9項)	
	(特に飲食の際は) ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第45条第1項) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第45条第1項) ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)	(特に飲食の際は) ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項) ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)

### 【来道を検討している皆様への協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
協力依頼内容	◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。	

## 【飲食店等への要請・協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請内容	<p>〔酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店〕</p> <p>◆休業とする。(特措法第45条第2項)</p> <p>〔上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)〕</p> <p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・同一グループの入店は、原則4人以内</li> <li>・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食の実践) など</li> </ul> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>〔飲食店等に対する支援金〕 8月27日～9月12日まで全期間(17日間)協力の場合 中小企業・個人事業者:1店舗あたり68万円～170万円 大企業:1店舗あたり最大340万円</p>	<p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時まででできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食の実践) など</p> <p>◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>〔飲食店等に対する支援金〕 8月27日～9月12日まで全期間(17日間)協力の場合 中小企業・個人事業者:1店舗あたり42.5万円～127.5万円 大企業:1店舗あたり最大340万円</p>

63

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
人数上限及び収容率	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限5,000人かつ収容率50% ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。</p>	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</p> <p>◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>	<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は19時まで(協力依頼)</p> <p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)</p>

64

## 【事業者への要請・協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)</li> <li>◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)</li> <li>◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)</li> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)</li> <li>◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通事業者においては、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮、酒類提供の自粛及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)</li> <li>◆大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(協力依頼)</li> </ul>

65

## 【学校への要請】

	特定措置区域	一般措置区域
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高等学校では、時差通学、1日の授業時間の削減及び16時までの完全下校を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

## 【公立施設】

	特定措置区域	一般措置区域
公立施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則休館とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道立施設は、原則休館とする。</li> <li>◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。</li> </ul>

66

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

		特定措置区域		
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第45条第2項)</li> <li>◆感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆土日におけるセールや集客イベントを自粛する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】  
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数、テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数  
※ 営業時間に占める時短の時間の割合

67

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

		特定措置区域		
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(協力依頼)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
博物館	博物館、美術館など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】  
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数、テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数  
※ 営業時間に占める時短の時間の割合

68

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域	
対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

# (7) 9月13日からの対策（緊急事態措置の改定）

## 指標の状況

※()は実人数

	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療逼迫具合			10万人あたり 療養者数
				入院医療		重症者用病床	
病床使用率	入院率	病床使用率					
全道 9/9	24.4人/週 (1,277人/週)	38.1%	4.0%	34.7%	30.0%	18.2%	44.0人 (2,300人)
道ステージ4基準 (国ステージⅣ)	25人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	10%以上	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上 (10万人あたり)
道ステージ3基準 (国ステージⅢ)	15人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	5%以上	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上 (10万人あたり)

## 措置区域の主な指標の状況

※()は実人数

※入院医療の「病床使用率」及び「入院率」、「10万人あたり療養者数」は、三次医療圏の値

9/9	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療逼迫具合			10万人あたり 療養者数
				入院医療		重症者用病床	
病床使用率	入院率	病床使用率					
札幌市	36.7人/週 (720人/週)	41.9%	4.5%	51.8%	26.6%	32.7%	59.7人 (1,171人)
石狩振興局 (札幌市を除く)	10.4人/週 (44人/週)	47.7%	5.3%	道央圏 (札幌市除く) 23.9%	道央圏 (札幌市除く) 32.9%	全道 (札幌市除く) 9.9%	道央圏 (札幌市除く) 24.0人 (325人)
小樽市	20.5人/週 (23人/週)	60.9%	2.5%				
旭川市	32.0人/週 (106人/週)	25.5%	2.9%	道北圏 35.8%	道北圏 34.0%		道北圏 53.9人 (318人)

## 対策の必要性

9月9日、国は北海道を対象とした緊急事態宣言の延長を決定。緊急事態宣言の延長を踏まえ、新規感染者数の減少を確実なものとするため、9月13日以降も最大限の警戒レベルを維持しながら、人と人との接触を低減し、感染の抑制を図る。

特に特定措置区域においては、市町村と連携して、飲食店への見回りなど措置の徹底に取り組む。また、一般措置区域においても、地域の感染状況を踏まえた注意喚起など、機動的に取り組む。

全国的な感染状況や秋の行楽シーズンに伴う往来の活発化も見据えながら、北海道が緊急事態宣言下にあることを踏まえ、来道を検討されている方に対して、慎重な対応を働きかける。

地域において、病床や宿泊療養施設の確保、医療従事者の最適な配置などに取り組むとともに、自宅で療養する方に対して、保健所による健康観察の徹底や必要に応じた在宅医療の提供、症状悪化時の迅速な対応など、万全の支援を行う。

ワクチンの供給について、対象人口の概ね8割程度以上が接種できる量の見通しが立つ中、道のワクチン接種センターにおける一般向け接種の実施や職域接種・大学拠点接種の支援など、今後とも、市町村や関係機関とともに、希望する方が一日も早くワクチンを接種できる環境づくりに取り組む。

国において、行動制限の緩和に向けた道筋について検討が進められており、速やかに対応できるように、課題の整理を行いながら、国からの情報収集等に努める。

9月10日 (金)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第76回)	
	➤ 国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、「北海道における緊急事態措置」を改定	
	<b>北海道における緊急事態措置(改定:延長)</b>	
	<b>実施内容</b>	国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。
	<b>対象区域</b>	<div style="background-color: #fff9c4; text-align: center; padding: 2px;">特定措置区域</div> <p>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</p> <div style="background-color: #fff9c4; text-align: center; padding: 2px;">一般措置区域</div> <p>特定措置区域以外の市町村</p>
<b>期 間</b>	令和3年9月13日(月)～9月30日(木)	

**対策に対する主な意見**

＜有識者・専門家からの意見＞

- 新規感染者数や療養者数に減少傾向は見られるものの依然として高い水準にあることから、対策を継続することについては理解をする
- 行楽地や彼岸の墓参りなど、人出が予想されるため、連休前から不要不急の外出自粛や感染対策の呼び掛けを強めてほしい
- 緊急事態宣言の延長に至る国の判断基準がわかりにくい。自治体側として、判断や対応をしていく必要がある

＜市町村・関係団体からの意見＞

- 一般措置区域に住んでいる道民にとっては、強い対策を継続することに理解が得られにくいことから、丁寧な説明をお願いしたい
- 医療現場は引き続き厳しい状況が続いており、国による緊急事態措置の延長はやむを得ない

# 北海道における緊急事態措置(改定:延長)

特定措置区域：札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市  
 一般措置区域：特定措置区域以外の市町村

## 要請・協力依頼の内容

※下線:改定前からの変更点

### 【特定(一般)措置区域の住民及び特定(一般)措置区域内に滞在している皆様への要請①】

	特定措置区域	一般措置区域
要請内容	(日常生活において) ◆感染性が高いとされるデルタ株に全国的にほぼ置き換わったと考えられること等を踏まえ、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項) <small>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</small> (特に外出の際は) ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項) <small>※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</small>	
	(特に外出の際は) ◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控える。(特措法第45条第1項) ◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第45条第1項) ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第45条第1項)	(特に外出の際は) ◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に週末の外出を控える。(特措法第24条第9項) ◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。(特措法第24条第9項) ◆特定措置区域との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項) ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

### 【特定(一般)措置区域の住民及び特定(一般)措置区域内に滞在している皆様への要請②】

	特定措置区域	一般措置区域
要請内容	(特に飲食の際は) ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)	
	(特に飲食の際は) ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第45条第1項) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第45条第1項) ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)	(特に飲食の際は) ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項) ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)

### 【来道を検討している皆様への協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
協力依頼内容	◆不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。	

## 【飲食店等への要請・協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
対象施設	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>	<p>〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
要請内容	<p>〔酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店〕</p> <p>◆休業とする。(特措法第45条第2項)</p> <p>〔上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)〕</p> <p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第45条第2項)</p> <p>◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知</li> <li>・同一グループの入店は、原則4人以内</li> <li>・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする</li> <li>・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食の実践) など</li> </ul> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>〔飲食店等に対する支援金〕 9月13日～9月30日まで全期間(18日間)協力 中小企業・個人事業者:1店舗あたり72万円～180万円、大企業:1店舗あたり最大360万円</p>	<p>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供は、一定の要件※を満たした店舗においては19時30分までできるとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食の実践)、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う など</p> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導</li> <li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒</li> <li>・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 など</li> </ul> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>〔飲食店等に対する支援金〕 9月13日～9月30日まで全期間(18日間)協力 中小企業・個人事業者:1店舗あたり45万円～135万円、大企業:1店舗あたり最大360万円</p>

77

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
人数上限及び収容率	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限5,000人かつ収容率50% ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。</p>	<p>(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限5,000人</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声なし前提 [50%以内] 大声あり想定</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p>	<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)</p> <p>◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>
		<p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は19時30分まで(協力依頼)</p> <p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)</p>

78

## 【事業者への要請・協力依頼】

	特定措置区域	一般措置区域
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)</li> <li>◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)</li> <li>◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)</li> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)</li> <li>◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通事業者においては、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮、酒類提供の自粛及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)</li> <li>◆大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(協力依頼)</li> </ul>

79

## 【学校への要請】

	特定措置区域	一般措置区域
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高等学校では、時差通学、1日の授業時間の削減及び16時までの完全下校を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

## 【公立施設】

	特定措置区域	一般措置区域
公立施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則休館とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道立施設は、原則休館とする。</li> <li>◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。</li> </ul>

80

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

		特定措置区域		
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
			商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需品サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】  
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数、テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数  
※ 営業時間に占める時短の時間の割合

81

## 【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

		特定措置区域		
要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
			劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(協力依頼)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(協力依頼)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	
博物館	博物館、美術館など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(協力依頼)</li> <li>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)</li> <li>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)</li> </ul>	

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】  
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数、テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数  
※ 営業時間に占める時短の時間の割合

82

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域	
対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

## (8) 10月1日からの対策（秋の再拡大防止特別対策）

入院率は、入院できない自宅療養者数の増加等を把握するための指標であり、療養者数が10万人あたり10人以上の場合に適用

### 指標の状況

※()は実人数

	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療逼迫具合			10万人あたり 療養者数
				入院医療		重症者用病床	
病床使用率	入院率	病床使用率					
全道 9/29	6.6人/週 (346人/週)	37.9%	2.1%	8.8%	-	6.3%	9.2人 (483人)
道ステージ4基準 (国ステージⅣ)	25人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	10%以上	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上 (10万人あたり)
道ステージ3基準 (国ステージⅢ)	15人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	5%以上	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上 (10万人あたり)

### 措置区域の主な指標の状況

※()は実人数

※入院医療の「病床使用率」及び「入院率」、「10万人あたり療養者数」は、三次医療圏の値

9/29	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療逼迫具合			10万人あたり 療養者数
				入院医療		重症者用病床	
病床使用率	入院率	病床使用率					
札幌市	10.1人/週 (198人/週)	37.9%	2.4%	12.3%	-	5.8%	13.8人 (270人)
石狩振興局 (札幌市を除く)	6.4人/週 (27人/週)	48.1%	4.6%	道央圏 (札幌市除く) 6.5%	-	全道 (札幌市除く) 6.6%	道央圏 (札幌市除く) 3.9人 (53人)
小樽市	2.7人/週 (3人/週)	33.3%	0.5%				
旭川市	13.3人/週 (44人/週)	38.6%	2.0%	道北圏 7.9%	-		道北圏 11.9人 (70人)

### 対策の必要性

9月30日をもって、本道の緊急事態宣言の終了が決定され、道の警戒ステージにおいて、すべての指標でステージ3の水準を下回ったことを踏まえ、ステージ2に移行する。

しかしながら、ワクチン接種が進んでいく中、国において、日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある重要な局面を迎えている。また、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、国の専門家から、普段会わない人との接触機会が再び増えることで、再拡大につながる懸念が指摘されている。

このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、一様ではない地域の感染状況や段階的な緩和の観点等を踏まえ、必要な対策を講じる。

第三者認証制度については、札幌市内の飲食店から順次開始する。また、国が行う飲食店やライブハウスでの技術実証の取組と連携する。

感染症の流行期である冬の到来に備え、臨時医療施設の開設を含め、医療提供体制の点検・強化を行うなど、医療提供体制の確保に万全を期す。

一般接種が進む中、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報を積極的に展開するなど、今後とも市町村や関係機関とともに、希望する方が一日も早くワクチンを接種できる環境づくりに取り組む。併せて、3回目の追加接種に関し、国からの情報収集等に努める。

9月29日 (水)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第79回)	
	> 全ての指標でステージ3の水準を下回ったことを踏まえ、ステージ2に移行。 > 緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、「秋の再拡大防止特別対策」を決定。	
	<b>秋の再拡大防止特別対策</b>	
	ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。 このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。 ※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う	
	対象地域	全道域
	期 間	令和3年10月1日(金)～10月31日(日)
	本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。	
	重点地域	札幌市
	期 間	令和3年10月1日(金)～10月14日(木)
	※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。	

**対策に対する主な意見**

<有識者・専門家からの意見>

- 宣言終了後も、自治体として対策をすることが必要。今後の感染状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に変更してほしい
- 段階的に緩和するとの考えは当然であり異論はないが、全面解除というアナウンスが強く印象づけられ、人流の増加に拍車をかけることを懸念
- 札幌市だけを重点地域として措置をすることについて、明確に説明することが必要

<市町村・関係団体からの意見>

- 感染者数が減少している間に、医療提供体制、保健所体制、ワクチン接種体制の充実に取り組むべき
- ここで気の緩みが生ずることのないよう、今回の特別対策の遵守及び日常生活における基本的な感染防止対策の徹底を、会員に対して改めて周知していく

## 秋の再拡大防止特別対策

### 要請・協力依頼の内容

#### 【道民(札幌市)及び道内(札幌市内)に滞在している皆様への要請①】

	全道域	重点地域(札幌市)
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <p>◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</p> <p>(特に外出の際は)</p> <p>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項) ※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</p> <p>◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>(特に外出の際は)</p> <p>◆感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。特に21時以降の外出を控える。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)</p>

89

#### 【道民(札幌市)及び道内(札幌市内)に滞在している皆様への要請②】

	全道域	重点地域(札幌市)
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践(特措法第24条第9項)</p>	
	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p>	<p>(特に飲食の際は)</p> <p>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</p>

#### 【来道(来札)を検討している皆様への協力依頼】

	全道域	重点地域(札幌市)
協力依頼内容	<p>◆来道(来札)に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。</p> <p>特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道(来札)を控える。(協力依頼)</p>	

90

## 【飲食店等への要請】

	重点地域(札幌市)
対象施設	<p>[飲食店] 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>[遊興施設] キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は19時30分までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。 ただし、北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店は、営業時間は21時まで(酒類提供は20時まで)とし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p> <p>【飲食店等に対する支援金】 10月1日～10月14日まで全期間(14日間)協力の場合 中小企業・個人事業者: 1店舗あたり35万円～105万円、大企業: 1店舗あたり最大280万円</p>

91

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	全道域	重点地域(札幌市)
人数上限及び収容率	<p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する ※人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p>	<p>(特措法第24条第9項)</p>
要請・協力依頼内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p> <p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)</p>	<p>◆開催時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)</p>

92

## 【事業者への要請・協力依頼】

	全道域	重点地域(札幌市)
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)</li> <li>◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(協力依頼)</li> <li>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)</li> <li>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)</li> </ul>

93

## 【学校への要請】

	全道域	重点地域(札幌市)
要請・協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆部活動は、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

## 【公立施設】

	全道域	重点地域(札幌市)
公立施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。</li> </ul>

94

## (9) 10月15日からの対策（秋の再拡大防止特別対策の改定）

入院率は、入院できない自宅療養者数の増加等を把握するための指標であり、療養者数が10万人あたり10人以上の場合に適用

### 指標の状況

※()は実人数

	感染状況			医療提供体制等の負荷			10万人あたり療養者数
	10万人あたり新規感染者数	感染経路不明割合	PCR陽性率	医療逼迫具合		重症者用病床病床使用率	
				入院医療病床使用率	入院率		
全道 10/12	2.4人/週 (124人/週)	28.2%	0.9% 減少	2.4% 減少	—	0.0% 減少	3.5人 (183人) 減少
うち札幌市	4.4人/週 (86人/週)	32.6%	1.3%	4.8%	—	0.0%	6.3人 (124人)
道ステージ3基準 (国ステージⅢ)	15人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	5%以上	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上 (10万人あたり)
道ステージ2基準 (国ステージⅢ)	2人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	増加	増加	—	増加	増加

95

### 対策の必要性

感染者数の減少に伴う安心感や行動制限等の緩和により接触機会が増えることで、リバウンドにつながる懸念が指摘されており、引き続き、再拡大防止に向け対策の徹底を図る。

札幌市内の新規感染者数は、人口10万人あたり4人台で推移していることから、10月14日をもって、重点地域としての対策は終了し、全道域と同様の対策に移行する。

飲食店の第三者認証制度について、10月15日から石狩管内、旭川市、小樽市、函館市での申請受付を開始する。また、国が行う技術実証について、情報収集を図りながら、連携を進める。

冬の到来に備え、医療提供体制の点検・強化を行うなど、万全を期す。

ワクチンへの正しい理解の促進、非接種者への差別の防止等に関する広報を積極的に行うとともに、希望する方が一日も早くワクチンを接種できるよう、引き続き市町村の支援等に取り組む。併せて、3回目の追加接種に関する情報収集等に努める。

96

10月12日 (水)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第81回)	
	<p>➤ 札幌市における重点地域としての対策を終了し、全道域と同様の対策への移行を決定</p>	
	秋の再拡大防止特別対策(改定)	
	<p>ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。</p> <p>このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。</p> <p>※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う</p>	
	対象地域	全道域
	期 間	令和3年10月1日(金)～10月31日(日) 改定内容については、10月15日(金)～10月31日(日)の期間の適用とする

対策に対する主な意見

<有識者・専門家からの意見>

- 秋から冬にかけて感染拡大が懸念されるところであり、状況によってはあらためて内容の精査と期日の延長をお願い
- 再拡大を防ぐためにも、札幌市を含めた全道域での特別対策を講じることに賛同
- ワクチン接種後も基本的な感染予防が重要だということ呼びかけてほしい

<市町村・関係団体からの意見>

- 基本的な予防対策の徹底と継続の必要性について発信をしてほしい
- 道内の観光・宿泊・交通・飲食事業者やその取引先に効果的な需要喚起策を講じることが重要

## 秋の再拡大防止特別対策(改定)

### 要請・協力依頼の内容

#### 【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

	全道域
要請内容	<p>(日常生活において)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項) ※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり</li> </ul> <p>(特に外出の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項) ※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方</li> <li>◆感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

99

#### 【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

	全道域
要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践(特措法第24条第9項)</li> </ul>

#### 【来道を検討している皆様への協力依頼】

	全道域
協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。(協力依頼)</li> </ul>

100

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

	全道域
人数上限 及び 収容率	<p style="text-align: right;">(特措法第24条第9項)</p> <p>○人数上限(いずれか大きい方) 5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)</p> <p>○収容率 [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する ※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。</p>
要請・ 協力依頼 内容	<p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。 (特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)</p> <p>◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。 (協力依頼)</p>

101

## 【事業者への要請・協力依頼】

	全道域
要請・ 協力依頼 内容	<p>◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)</p> <p>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。 (特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(協力依頼)</p> <p>◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。 (特措法第24条第9項)</p> <p>◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>

102

## 【学校への要請】

	全道域
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学・専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>

## 【公立施設】

	全道域
公立施設	◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底する。